

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

漁船損害等補償法による漁船の普通損害保険付保義務の  
同意(水産課)

開発行為に関する工事の完了(二件) (都市計画課)

### ◇ 選 管 告 示

選挙管理委員会の招集

◇ 雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(中小企業  
課)

## 告 示

### 鳥取県告示第五百四十六号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二  
項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第百十二  
条第一項の規定による同意があったものと認めたので、同法第百十二條の二

第三項の規定により告示する。

平成五年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

東加入区 浦富加入区 田後加入区 網代加入区 福部加入区  
賀露加入区 酒津加入区 浜村加入区 夏泊加入区 青谷加入区  
泊加入区 赤碕加入区 淀江加入区 境港加入区

### 鳥取県告示第五百四十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年  
法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 開発許可の年月日及び番号

平成三年三月二十五日 鳥取県指令受都計三一二第二十二号

#### 二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市大篠津町字東及び字東ノ二

#### 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区八丁堀一丁目九一五

ダイニッカ株式会社

取締役社長 横地將男

鳥取県告示第五百四十八号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年三月二十九日 鳥取県指令受都計三―二第二十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市彦名町字藪中下一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥根県安来市黒井田町七三〇―四

佐伯博行

佐伯くみ子

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

平成五年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成五年六月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一 日時 平成五年六月二十一日（月） 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会

三 議題 平成五年新成人研修会開催要領について

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に關する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に關する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成5年7月2日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成5年6月18日

鳥取県大規模小売店舗審議协会会长 田中 篤 簿

○法第6条第2項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称及び住所  
有限会社モリワキ  
米子市東福原608
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
リビンズランドモリス東福原店  
米子市東福原727
- 3 現在の店舗面積  
491㎡
- 4 増加しようとする店舗面積  
1,356㎡
- 5 店舗面積を増加する日  
平成6年2月5日